

第1回 医療機関・薬局間における情報の共有・標準化等に関する検討会

日 時：令和8年8月28日（金）

16時00分～18時00分

開催方法：ハイブリット開催

■ 出席者（敬称略、五十音順）

新垣 淑仁	一般社団法人保健医療福祉システム工業会 戦略企画部事業企画推進室 副室長
印南 一路	一般財団法人医療経済・社会保険福祉協会 医療経済研究機構 副所長 （慶應義塾大学名誉教授）
小野寺 哲夫	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
田河 慶太	健康保険組合連合会 参与
長島 公之	公益社団法人日本医師会 常任理事
原口 亨	公益社団法人日本薬剤師会 副会長
舟越 亮寛	一般社団法人日本病院薬剤師会 常務理事
三上 聡司	一般社団法人日本病院会 理事

■ 議事概要

議題

医療機関・薬局間における情報の共有・標準化等について

議事

事務局より、資料2に基づき説明を行った後、意見交換を行い、主に以下の意見があった。

（1）電子化・標準化の対象となる文書の範囲について

P31の事務局案について、概ねその方針で進めることの合意が得られた。電子化について、まずは調剤報酬上の様式のあるものからシステムへの実装をするとともに、様式がないものについても、トレーシングレポートの使用頻度などの実態を踏まえ、標準様式の検討は並行して進め、順次システムへの実装をしていく方針とした。

《個別のご意見》

- 電子化・標準化する対象のトレーシングレポートについては、最初から対象を広げるのではなく、調剤報酬上で様式が定められているものから、利用頻度、有用性及び実現性が高い文書に対象を絞って実証し、段階的に拡大すべき。
- P31の①様式ありを基本としつつも、吸入指導、がん化学療法、在宅等、P31の②の

様式なしでも重要性・使用頻度が高く、円滑に移行できるものは検討対象に含めるべき。

- 調剤報酬が将来的に変わることや算定回数が少ないものも含まれることから、実際の利用状況を踏まえて選定すべき。

（２）本仕組みにおけるトレーシングレポートの標準化の方向性について

P36 の事務局案の４項目を基本としつつ、実証・検証を踏まえて柔軟に進め、標準様式については関係団体の協力のもと作成する方針で合意が得られた。

《個別のご意見》

- テキスト記述の部分を含めどこまで構造化や標準化すべきかについては、構造化等をする目的、受け手の使いやすさ、データ利活用の必要性、現場運用やシステム改修の負担等の観点から慎重に検討すべき。
- 紙でやりとりしている既存様式には不要情報や既に電子処方箋等で共有されている情報もあるため、本当に必要な情報に絞って簡潔で分かりやすい様式とすべき。本来は、紙か電子かを問わず、必要で分かりやすい情報は同じ形で共有されるべき。

（３）その他

- 地域医療連携ネットワークにおける情報連携の実態を調査し、全国ネットワークとの役割分担を整理すべき。
- 電子化・標準化に当たっては、医療機関の電子カルテシステム及び薬局の電子薬歴システムの改修負担、システム更新時期、想定件数・システム負荷並びに費用対効果を踏まえ、実現可能性を十分に検証すべき。
- 医療現場の運用フローとして、受け手が確実に情報を確認できるよう、病院薬剤師への権限付与や、既読/未読の管理、システム上での通知方法等も含めて確認しながら検討を進めるべき。
- 医療機関から依頼を受けて報告するケースと、薬局が主体的に報告するケースの双方が存在しており、単なる文書送信ではなく、依頼から報告までの双方向の仕組みが必要。
- 患者の来院時にカードリーダーで同意した場合のみ閲覧できる仕組みでは実用上困るため、同意の有効期間、未読通知、閲覧者、閲覧タイミングを整理すべき。
- 本仕組みにおけるトレーシングレポートの情報保守の責任に関する観点も確認すべき。
- 実証を通じて課題を把握し、電子カルテ情報共有サービスの状況も踏まえて、必要に応じて方針を柔軟に見直ししながら段階的に進めるべき。
- 将来的には、薬局から医療機関への情報共有だけでなく、医療機関から薬局への情報共有を含め、双方向で情報共有ができる仕組みを検討していただきたい。

- 実際に使用されるものが構築されなければメリットも発揮されないので、システム設計時から費用対効果、使いやすさ、普及策を考慮すべき。
- 実証開始後に課題が生じた場合、現時点の方針を柔軟かつ現実的に変更することを前提とすべき。